

議長（門 瀧雄）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第7、議案第5号 多度津町消防団条例の一部を改正する条例（案）の制定について、議案第6号 多度津町火災予防条例の一部を改正する条例（案）の制定についてを提案説明の都合上、一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

消防長、前原君

消防長（前原 成俊）

おはようございます。それでは、今回上程いたしました、議案第5号 多度津町消防団条例の一部を改正する条例（案）の制定についてにつきまして提案説明を申し上げます。まず、改正理由でございますが、従前は、「消防団の設置」につきましては、「多度津町消防団規則」で規定して消防団事務をして参りましたが、「消防団の設置、名称及び区域」等、に關することは、消防組織法に基づき「条例で定めること」と規定されておりますので、条例に未整備でありました「消防団の設置、名称及び区域」並びに「非常勤消防団員の身分の取り扱い等」に關する条文を追加するべく「多度津町消防団条例」の一部を改正しようとするものでございます。続きまして、「改正概要」でございますが、まず、消防組織法に基づきまして、第1条の見出しを「趣旨」に改めて本条例の趣旨を表記したうえで、第2条で「消防団の設置、名称及び区域」の条文を追加整備し、加えて「非常勤消防団員の身分の取り扱い等」につきましては、第6条で「欠格条項」、第7条で「分限」に係る条文を追加整備し、さらに、第21条で「非常勤消防団員に対する公務災害補償及び非常勤消防団員に対する退職報償金」についての条文を追加したうえで、第22条で規則への「委任」についての条文を追加整備しようとするものでございます。「改正内容」につきましては、新旧対照表により、ご説明したいと存じますのでよろしくお願い申し上げます。まず、4ページ上段から中段をご覧ください。アンダーラインを引いている箇所が、今回改正しようとする部分でございます。まず、第1条の「見出し」を従前の「通則」から「趣旨」として改め、本文で「この条例は消防組織法に基づき、消防団に關し必要な事項を定めること」といたしました。必要な事項というのは「消防団の設置、名称及び区域並びに非常勤消防団員の定員、任用、給与、分限、及び懲戒、服務その他身分の取り扱いに關すること」でございます。また、第2条として消防組織法第18条第1項に基づきまして、「消防団の設置を表記したうえ、消防団の名称及び区域」を明文化して整備しようとするものでございます。同じく、4ページ後段から5ページをご覧ください。同様に消防組織法第23条第1項に基づきまして第6条として「非常勤消防団員の欠格条項」に關する条文を第4号まで、また、第7条として「非常

勤消防団員の分限」に関する条文を、第1項で第4号まで、第2項で第2号まで追加整備しようとするものでございます。続きまして、6ページ中段から後段をご覧ください。先ほど申し上げました条文の追加によりまして、3条ずつ繰り下げとなります関係から改正前の「第16条」を「第19条」といたしまして、本文中の「第12条」を「第15条」と改めようとするものでございます。6ページ後段から7ページ上段をご覧ください。さらに、本則に加えて消防組織法第24条及び第25条に基づきまして、「第21条」といたしまして非常勤消防団員に対する「公務災害補償及び退職報償金」に関する条文を第3項までと、「第22条」といたしまして規則への「委任」に関する条文を追加整備しようとするものでございます。また、本則と同様に、今回改正の「条の追加」によりまして改正前の「第12条関係」でありました「報酬・手当て」に関する別表を、3条繰り下げた「第15条関係」に改正しようとするものでございます。3ページにお戻りください。なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行することにしていきます。以上、簡単な説明でございますが、議案第5号、多度津町消防団条例の一部を改正する条例（案）の制定についてにつきまして、提案説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

引き続きまして、議案第6号 多度津町火災予防条例の一部を改正する条例（案）の制定についてにつきまして提案説明を申し上げます。まず、改正理由でございますが、平成25年3月27日に消防法施行令の一部を改正する政令が公布され、同日付で消防長次長通知によりまして、準則であります火災予防条例（例）の一部が改正となりましたので、多度津町火災予防条例の所要の改正を行おうとするものであります。次に改正内容の概要でございますが、建築基準法施行令及び消防法施行令がそれぞれ一部改正に伴いまして、条のずれ、ならびに号のずれを生じましたので、多度津町火災予防条例の一部を改正して、条文を整備しようとするものでございます。新旧対照表により、ご説明したいと存じますので、まず2ページの中段部分をご覧ください。アンダーラインを引いている箇所が今回改正しようとする部分でございます。まず住宅用防災警報器の設置及び維持に関する基準であります第29条の3第1項第2号中の建築基準法施行令、第13条の3第1号をその一部改正に伴います条の繰り上げによりまして、建築基準法施行令第13条第1号と改めようとするものでございます。続きまして、新旧対照表の3ページ上段をご覧ください。住宅用防災報知設備の設置及び維持に関する基準であります第29条の4第4項中の消防法施行令であります令第37条第7号から第7号の3までをその一部改正に伴います号の繰り上げによりまして、第37条第4号から第6号までと改めようとするものでございます。1ページにお戻りくださ

い。なお附則といたしまして、この条例は、改正後の建築基準法施行令ならびに消防法施行令の施行日に合わせて平成26年4月1日から施行しようとするものでございます。以上簡単な説明ではございますが、議案第6号 多度津町火災予防条例の一部を改正する条例（案）の制定についてにつきましての提案説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。